

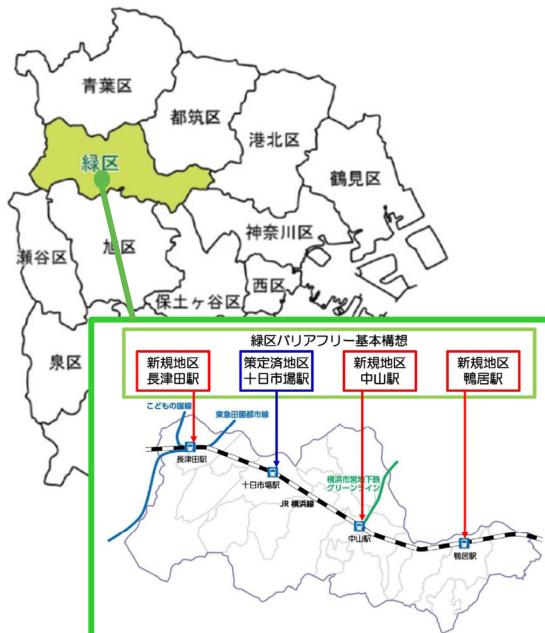
横浜市 長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区 道路特定事業計画

—概要版—

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

緑区では、平成28年度に十日市場駅周辺地区においてバリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。また、長津田駅、中山駅、鴨居駅の3駅周辺地区を新規重点整備地区とする新たな基本構想の検討を進め、令和5年11月に「緑区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この基本構想の実現に向け、「長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。



道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

緑区バリアフリー基本構想では、長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設のことです。

主として、

- (1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- (2) その施設へ至るまで、長津田駅（JR・東急）、中山駅（JR・地下鉄）、鴨居駅から徒歩圏内（概ね500m～1km圏内）であること。

という条件を満たす施設です。

■生活関連経路とは

生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に、特にバリアフリー化する必要が高い経路です。

重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路の位置については、横浜市のホームページに記載されています。「緑区バリアフリー基本構想」で検索してください。



道路特定事業の整備方針

■目標年次

原則として、令和10年度(2028年度)または令和15年度(2033年度)までを目標に整備を実施します。ただし、実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、今後機会を捉えて整備を検討します。

■整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿線状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的に整備するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

■整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

①個別経路の事業計画

【長津田駅周辺地区】

【長津田駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間	事業延長	事業内容												事業実施予定計画(年度)						備考								
		道路構造の改修		視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他								2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033			
		縁石の再設置	舗装の打ち換え	新設	改修	補修	輝度比改善	貼り付け	細目グレーチング蓋へ交換	パリアフリータイプ蓋へ交換	ボーフードの再配置	区画線の補修検討	手表示り設置	路面サイン	トップコイン	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033			
		m	m	m2	m2	m2	m2	m2	箇所	m	箇所	個	本	m	m	箇所												
経路2	150			3	3				1																			
経路3	40			4		4	1	2				1																
経路4	300			3					3	7																		
経路5	535			43					8		1	1	15															
経路10	125								3	14																		
経路11	290	36	4	6					2	5		4																
経路13	170	27	54	10								5																
経路14	265	1			1	24	1				12						11											
経路15	190					32					1																	
経路16	250											450	225	3														
経路17	105								5																			
長津田駅北口駅前広場	80			2		1										1												
長津田駅南口入口交差点	35					21					4																	
長津田小学校入口交差点	30			19				1			1				1													



道路特定事業の整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

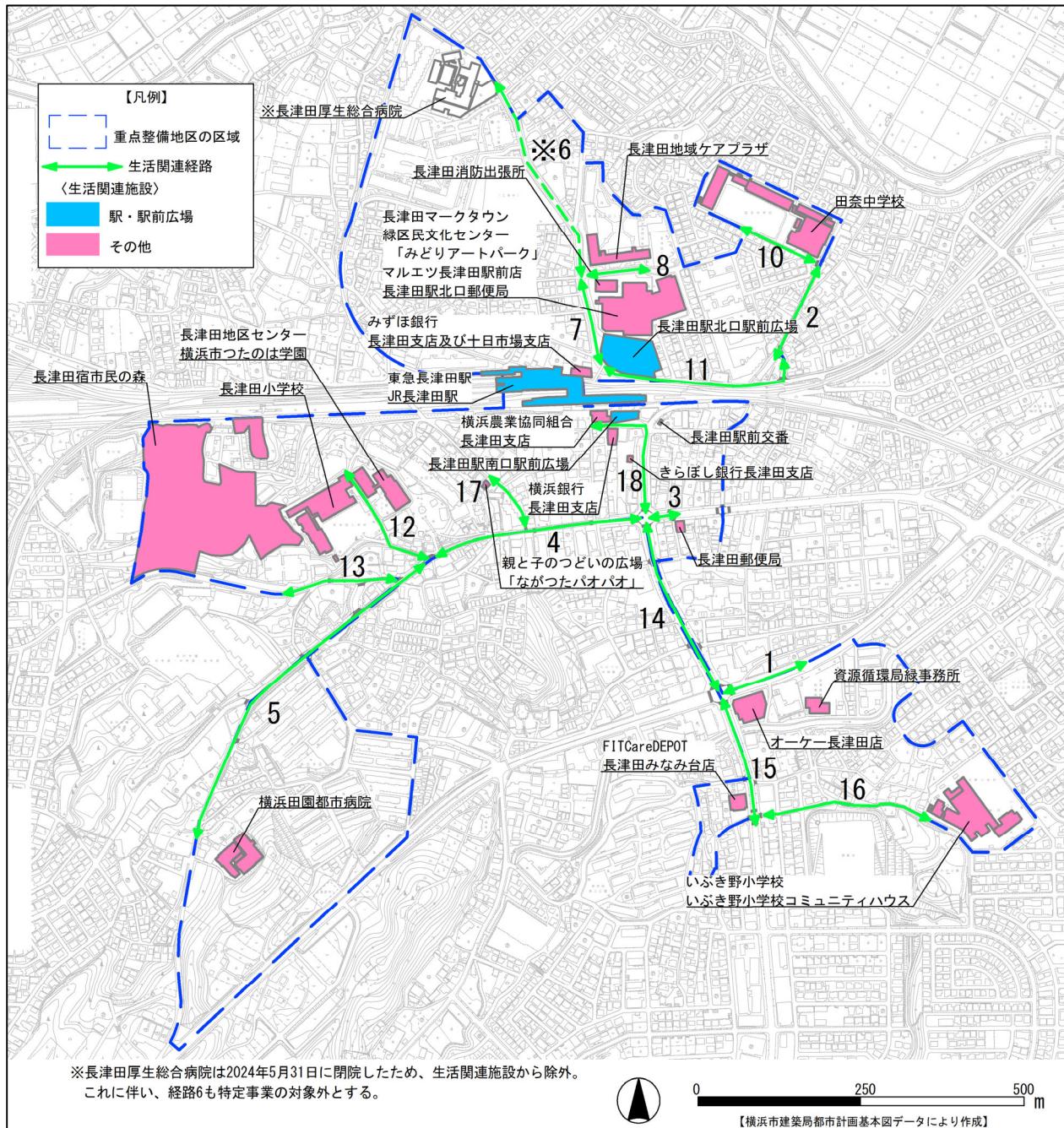
①個別経路の事業計画

②道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算等により必要に応じて計画を見直します。

②道路特定事業計画の対象経路

【長津田駅周辺地区】



①個別経路の事業計画

【中山駅周辺地区】

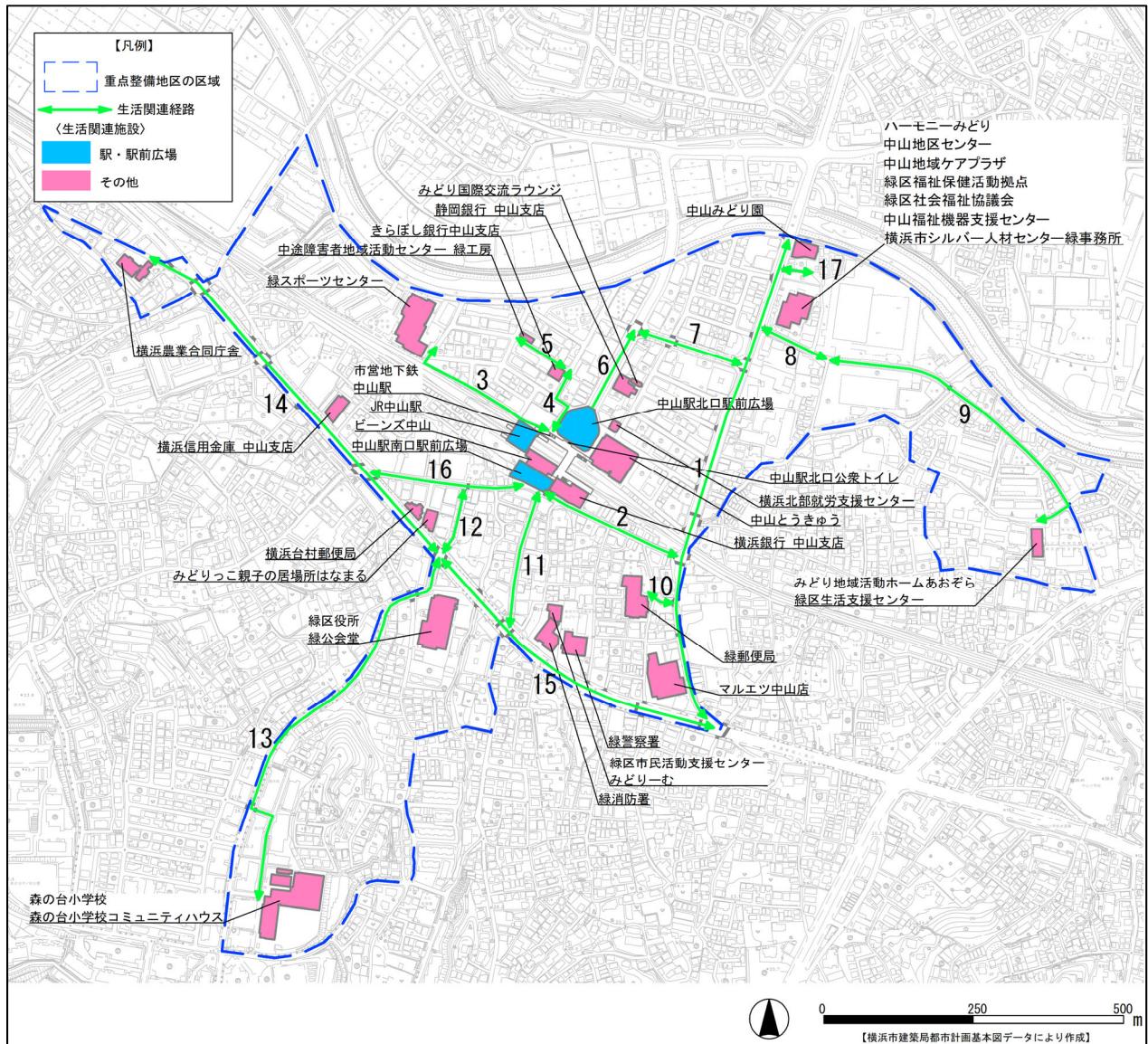
【中山駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間		事業内容												事業実施予定計画(年度)						備考			
経路名称	事業延長	道路構造の改修		視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他								中期 (2 0 2 9 5 2 0 3 3)	長期 (今後機会を捉え検討)	長期 (今後機会を捉え検討)					
		縁石の再設置	舗装の打ち換え	新設	改修	補修	輝度比改善	貼り付け	細目グレーティング蓋へ交換	パリアフリータイプ蓋へ交換	ボラードの再配置	歩行者道境界補修	縁石の取り換え	2段手すりの設置	手すりに点字表示	街渠改修	バスシェルター	2024	2025	2026	2027	2028	
		m	m	m2	m2	m2	m2	m2	集水樹蓋	街渠樹蓋	縁塊の取替	歩行者道境界補修	縁石の取り換え	2段手すりの設置	手すりに点字表示	街渠改修	バスシェルター	2024	2025	2026	2027	2028	
経路1	700			46					1	2	2												
経路2	200								3														
経路3	160								2														
経路7	150			9	6				1	1	2	1											
経路8	105			6								3											
経路9	165		8						5														
経路11	180		1						2														
経路12	95			6					1	1	3												
経路13	465	5	10	49		7	1																
経路14	595			21							1												
経路15	435			31					1	2	2	1											
ラブニールなかやま85	100								8							76	20						
中山駅北口駅前広場	70		37						1									28	2				
都橋南側交差点	30			7	4				1		1												
緑郵便局入口交差点	45			16					1	1													
中山駅南口入口交差点	25			5	2																		
緑区役所前交差点	30				26																		
台村町交差点	35				18																		
台村町北交差点	25			20							2												

バスシェルター移設はバス事業者との調整が必要なため、中期まで実施

②道路特定事業計画の対象経路

【中山駅周辺地区】



①個別経路の事業計画

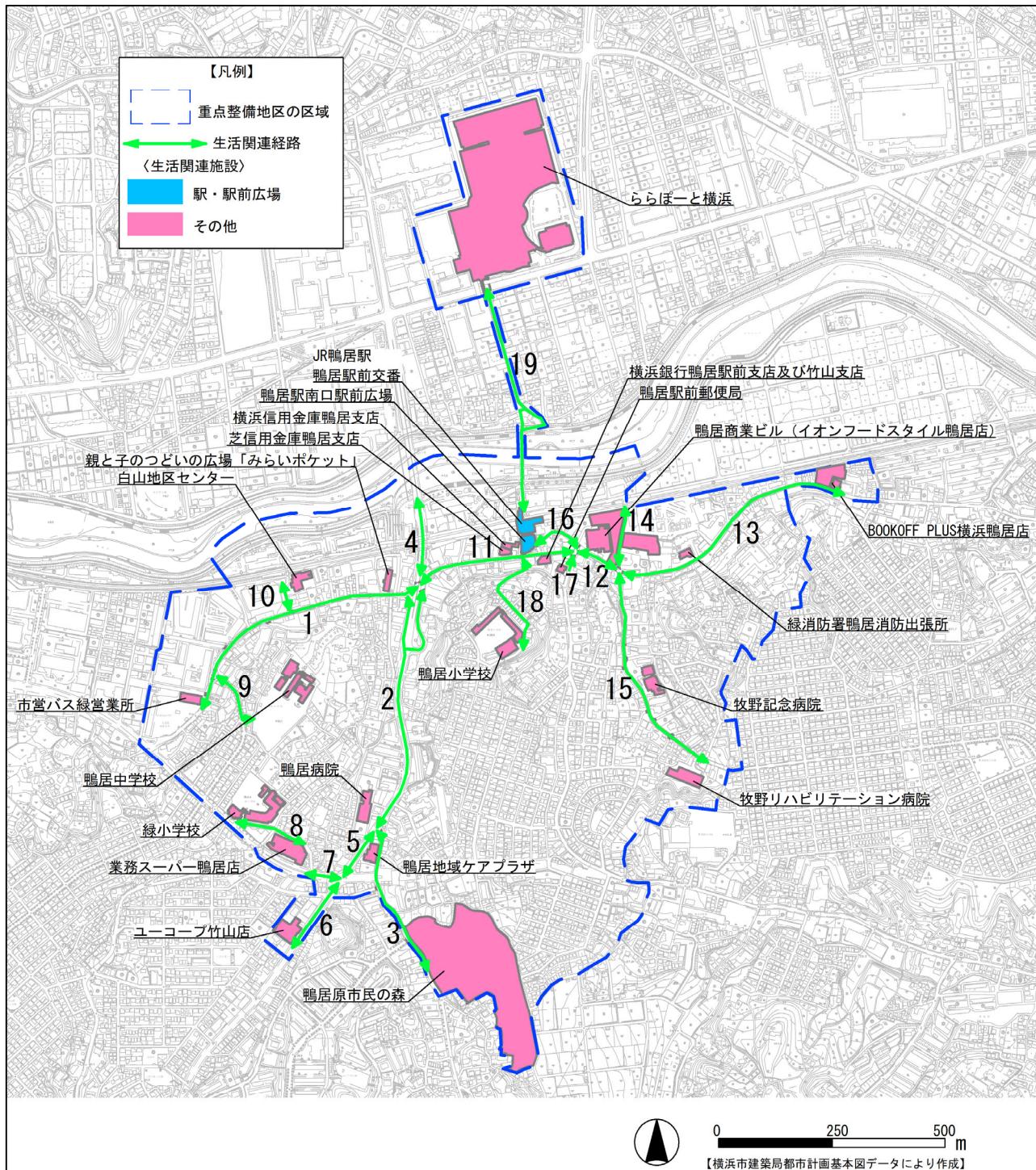
【鴨居駅周辺地区】

【鴨居駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間		事業内容															事業実施予定計画(年度)					備考						
経路名称	事業延長	道路構造の改修		視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修																								
		緑石の再設置	舗装の打ち換え	新設	改修	細目グレーチング蓋へ交換			パリアフリータイプ蓋へ交換			側溝蓋の設置		鉄蓋部分の補修		ボーラードの再配置		ボーラードの撤去		緑石の取り換え		手すりを設置		階段ノンスリップ		電柱の移設依頼		
						集水樹蓋	側溝蓋	街渠樹蓋	緑塊の取替	検討	打ち	部分の補修	打ち	部分の補修	再配置	本	本	m	m	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所			
m	m	m	m	m	m	箇所	m	箇所	個	m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	本	本	m	m	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所			
経路1	605	8	8	22		2		3	3	4		2							1							電柱移設は電柱所有との調整が必要なため、中期まで実施		
経路2	690					1	5																					
経路3	365			6		1																						
経路9	135			9																								
経路11	320	5	10	13		1		1	1		2								1							電柱移設は電柱所有との調整が必要なため、中期まで実施		
経路13	550					3																						
経路15	480			17		15		3	3									2										
経路19	640		412	1	2	5	8					2	2					90								橋の勾配改善は橋掛替時に実施するため、長期まで実施		
鴨居駅ふれあい橋	60				6												12	245										
鴨居駅南口駅前広場	45					1																						
白山団地入口交差点	30			7													1											
鴨居交差点	50			23				1	1		2																	
竹山団地入口交差点	15			7				1	1																			
鴨居駅前交差点	20				10																							
鴨居駅東交差点	35			14																								
東本郷団地入口交差点	25			12				4	4		2																	

②道路特定事業計画の対象経路

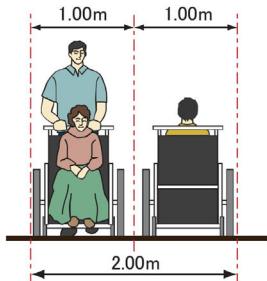
【鴨居駅周辺地区】



主な整備基準

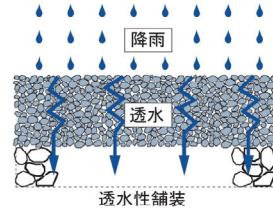
■歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



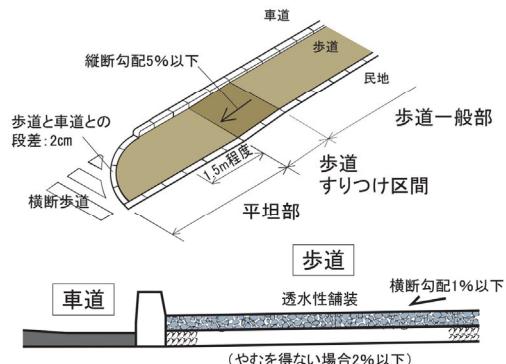
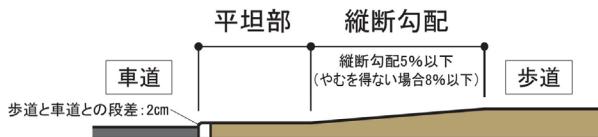
■舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるようには舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例



道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。
皆様のご協力をお願いします。

<お問い合わせ>

横浜市緑区緑土木事務所

〒226-0025 横浜市緑区十日市場町876-13

電話:045-981-2100 FAX:045-981-2112

横浜市都筑区都筑土木事務所

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話:045-942-0606 FAX:045-942-0809

横浜市道路局道路部施設課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎22階

電話:045-671-2731 FAX:045-550-3376

道路特定事業計画の閲覧は
横浜市のホームページへ

横浜市の道路のバリアフリー事業

検索



【横浜市地形図複製承認番号(令6建都計第9014号)
2025年10月発行